芝 産 振 第 627 号 令 和 7 年 8 月 26 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

芝山町長 麻生 孝之

	芝山町				
(124095)					
小池·芝山					
(小池1・小	池2·小池3·小池4·小池5·小池6·小池7·小池8·小池9·芝山)				
+	令和7年8月12日				
まとめた千月日	(第2回)				
	(小池1・小まとめた年月日				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

・担い手も65歳以上の農業者が半数以上を占めており、今後は高齢化による離農者の増加が懸念され、後継者もおらず、耕作放棄地となる恐れがある。

- ・用排水路の老朽化が進んでいるため、整備が必要である。
- ・木戸川沿いの田の一部で深くなっているところがあり、対策が必要。
- 有害鳥獣による被害が増えてきている。
- (2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内に限らず地区外の農業者とも連携することで、担い手の耕作する農地集約化や担い手となる青年層の つながりをつくるなど農業をやりやすい環境づくりを検討する。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域	内の農用地等面積	161.6	ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	138.5	ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	_	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項										
	(1)農用地の集積、集約化の方針										
	・認定農業者等の地域内の農業を担う方が引き続き集落の農地を担っていくほか、地区外からの多様な担い手を受入れ、農用地の集積・集約化を推進していく。										
	(2)農地中間管理機構の活用方針										
		営の安定と農村現		呆全のため、担い手への)農:	地集約化を目指し、	農地	中間管理機	機構	を活用して集	
	(3)基盤整備事業への取組方針										
				水のパイプライン化等の 音渠排水等の整備も検			てい	く。また、必要	要に	応じて農地耕	
	 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針										
	・地域外からの兼業農業者などの多様な経営体の定着に向けて、就農に関するサポートや生産する農地の紹介等を行政及び関係機関と連携しながら取り組む。										
	(5)農業	協同組合等の農	業支	援サービス事業者等へ	の患	農作業委託の活用力	針				
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)										
	☑ ①鳥	獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④ 輸出		⑤果樹等	
	□ ⑥燃	料∙資源作物等	✓	⑦保全•管理等		8農業用施設	V	9その他			
		-上記の取組方針									
	·高谷川(·町が有	の氾濫対策を含め	かた[を委	保全管理のための取り 動場の整備を引き続き県 託した取出北部猟友会と	も	町と検討していく。	獲を	を実施すると	Łŧ	に町が支援す	

- る電気柵設置を推進し、被害防止に努める。
 ・慣行農法と有機・減農薬・減肥料農法が共存できるように、地区での話し合い等を通じたルール設定やエリア分けを検討する。